

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダーの立場を尊重し、長期的な関係を築き、企業の発展につなげていきたいと考えています。そのために、当社は経営の迅速化と経営のチェック機能の充実を図ることが、重要な経営課題と認識しております。

また、当社は監査役制度を採用しておりますが、社外監査役の機能を有効に活用しており、監査役制度を継続し、経営の監査体制をさらに充実していくことが、当社として適切であると考えております。加えて、独立性の高い社外取締役を複数名(2名)選任しており、取締役会における監督機能についても、強化・充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】株主総会における権利行使(議決権の電子行使等)

当社は、書面による議決権行使制度での議決権行使について、現在までにおける議決権行使比率からみて、大きな支障はないと考えており、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)を進めることを検討してまいります。

招集通知の英訳については、作成のスケジュールや内容の正確性担保に懸念があること及び当社株主の海外投資家の比率が低いことから、実施しておりません。今後の議決権行使状況や、株主構成等の動向を踏まえ、検討してまいります。

【原則1-4】政策保有株式

政策保有株式につきましては、当社は、良好な取引関係の維持・発展、安定的かつ継続的な金融取引の維持、又は事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上等といった経営戦略の一環として、政策的に必要とする企業の株式を保有しております。政策保有株式を取得する場合は、保有する目的、数量、効果等を検証したうえで、社内手続きを経て取得しております。なお、今後の状況の変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど、政策保有株式の保有状況を見直してまいります。ただし、個別の政策保有株式の保有の適否に関する検証の内容につきましては、発行会社との取引に関する守秘義務等があるため開示しておりません。

政策保有株式の議決権につきましては、当社の経営戦略へ影響、及び株主共同の利益を総合的に勘案のうえ、賛否を判断し、議決権を行使しております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。確定給付企業年金の積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結しており、全て一般勘定で運用を委託しております。運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置は行っておりませんが、人事部門が外部機関による運用実績等を適切にモニタリングしております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、創業の精神である「味ひとすじ」を企業理念とし、全てのお客様に信頼され、ご満足していただける安全・安心な商品・サービスの提供を経営の基本方針としております。そして、この基本方針のもと、長い歳月と多くのエネルギーをかけて築き上げてきた「永谷園ブランド」の価値をより強化し、発展させていく経営活動を行ってまいります。「味ひとすじ」とは、

1. 創意と工夫で商品・サービスを常に考え、創り出すこと
2. お客さまに実感、満足していただく「おいしさ」を提供し続けること
3. 食を通じて幸せで豊かな社会づくりに貢献していくことです。

また、中期経営計画につきましては、加工食品業界において、取引先の大きな再編、不安定な原油価格、原料価格の高騰等、業績に影響を及ぼす要因が多様化していることで、中長期的予測が困難になっており、現状単年度の数値目標のみを策定しております。今後は、持株会社制の経営及び事業運営体制の中で、中長期的な計画の策定についても検討してまいります。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、ステークホルダーの立場を尊重し、長期的な関係を築き、企業の発展につなげていきたいと考えています。そのために、当社は経営の迅速化と経営のチェック機能の充実を図ることが、重要な経営課題と認識しております。

また、当社は監査役制度を採用しておりますが、社外監査役の機能を有効に活用しており、監査役制度を継続し、経営の監査体制をさらに充実していくことが、当社として適切であると考えております。加えて、独立性の高い社外取締役を複数名(2名)選任しており、取締役会における監督機能についても、強化・充実を図っております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬は、役位別、在任年数等を基礎とした定額報酬及び業績を基礎とした変動報酬とを組み合わせたものに、従業員給与とのバランス等を考慮したうえで算出し、取締役会の決議により決定いたします。

執行役員の報酬については、当社規程に従い、会社業績及び業務の執行状況等を踏まえ、取締役会にて決定いたします。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は、戦略策定・業務監督機能と、業務執行機能との分離を明確にするために、2002年6月から「執行役員制度」を導入しております。執行役員は、取締役会の決定方針に従い、業務執行における計画を立案、実行する役割を担っており、それにふさわしい能力、経験等を備えた人物を、取締役会において選任しております。

取締役・監査役候補の指名につきましては、当社の取締役・監査役としてふさわしい人格、識見、手腕、能力等を総合的な見地から判断して、株主総会付議案として取締役会にて決議しております。なお、監査役候補につきましては監査役会の同意を得ております。

また、社外役員候補につきましては、上記に加え東京証券取引所の定めに基づく独立要件を満たすことを条件としております。

当社は経営陣幹部を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりませんが、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、解任を決議することとなり

ます。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役につきましては、株主総会招集通知に個々の選解任の理由を掲載しております。また、社外取締役、社外監査役の選任理由につきましては、本報告書においても記載しております。

【補充原則4-1-2】取締役会の役割・責務(中期経営計画の策定)

中期経営計画につきましては、加工食品業界において、取引先の大きな再編、不安定な原油価格、原料価格の高騰等、業績に影響を及ぼす要因が多様化していることで、中長期的予測が困難になっており、現状単年度の数値目標のみを策定しております。今後は、持株会社制の経営及び事業運営体制の中で、中長期的な計画の策定についても検討してまいります。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者計画

経営陣幹部を支える役員や管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であると認識しております。そこで次世代幹部の育成を目的に、ミドル層からの従業員を対象にした研修プログラムを実施し、問題発見力、問題解決力やリーダーシップの強化など、経営者として必要とされる能力の習得を図っております。

【補充原則4-2-1】経営陣の報酬

経営陣の報酬につきましては、一定のルールに基づき、株主総会で決定された報酬額の範囲内で、各人の職位や職務遂行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、決定しております。

【補充原則4-8-1】独立社外取締役の有効な活用(独立社外者のみの会合の設置)

当社の選任した独立社外取締役は、各々が経営の監視機能を果たすに足る知識、経験、能力を有しております。また、各独立社外取締役は取締役会においても積極的に意見を述べており、その責務を十分果たしていることから、独立社外取締役のみを構成員とする会合を設置する予定はありません。

【補充原則4-8-2】独立社外取締役の有効な活用(筆頭独立社外取締役の設置)

当社の選任した独立社外取締役は、取締役会においても積極的に意見を述べており、必要に応じて各取締役や経営陣と話し合いの場を設ける等、連携が十分に図られていることから、「筆頭独立社外取締役」を設置する予定はありません。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は独立社外取締役を選任するにあたり、独立性判断基準又は方針を設けておりません。しかし、独立社外取締役に期待される役割である監督機能が、十分に発揮できる知識、経験、能力等が備わっている人物を候補者とすべきであると考えております。そのうえで、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、候補者を選定してまいります。

【補充原則4-10-1】任意の仕組みの活用(諮問委員会等の設置)

当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べており、また重要な事項を検討するにあたり、適切な関与・助言をいただいております。その責務を十分果たしていることから、諮問委員会を設置する予定はありません。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は取締役8名で構成しており、その内訳は、当社グループの事業に関する豊富な知識・経験を有する社内取締役6名と、専門的な知識と幅広い経験を有する独立社外取締役2名であり、知識・経験・能力のバランス、多様性のある構成になっております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任していませんが、取締役はそれぞれ、当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を備えております。

なお、監査役には、財務・会計に関する十分な知見を有している者として、経理部長経験者2名及び公認会計士の資格を有する独立社外監査役1名を選任しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社の取締役は、年度ごとに自らの業務執行の状況について評価を行っており、取締役会に提出しております。また、各取締役の業務執行状況や利益相反取引の報告についても定期的に行っており、実効性を確保しております。今後は、その結果を開示することについて検討してまいります。

【基本原則5】株主との対話

当社は、株主総会以外の場において株主の皆様と対話する機会を設けてはおりません。しかしながら、当社グループの経営方針、事業内容、業績等をより深く理解していただくために、株主総会以外の場においても、株主の皆様と接する施策を行うことは重要だと考えております。今後は、株主構成やコスト面等を考慮して、実施の是非を検討してまいります。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針 及び【補充原則5-1-2】株主との建設的な対話に関する方針

(1)株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣又は取締役の指定

当社は、株主との対話を統括する担当者を指定しておりませんが、株主が求める情報の内容に応じて、経営戦略、経理、総務並びに広報等の各部門責任者が連携して、都度対応しております。

(2)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

株主との対話を行う際には、都度、経営戦略、経理、総務並びに広報の各部門責任者が事前に協議のうえ、対応しておりますが、今後は有機的に連携を図る方策を検討してまいります。

(3)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

当社は、個別面談以外において株主の皆様と対話する機会を設けてはおりません。しかしながら、今後は、株主構成やコスト面等を考慮して、実施の是非を検討してまいります。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

当社は、個別面談以外において株主の皆様と対話する機会を設けてはおりませんが、実施した場合は、株主の意見等を取締役会等に適切かつ効果的にフィードバックするための方策の構築を検討してまいります。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話に際しては、インサイダー情報に十分注意する観点から、当社において重要情報等の取り扱いを定めている「重要情報管理及び内部者取引に関する規程」に則り、慎重に対応しております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

現状単年度の数値目標のみを策定、公表しております。今後は、持株会社制の経営及び事業運営体制の中で、当社グループの収益計画や資本政策の基本的な方針並びに収益力や資本効率等に関する目標値の公表についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社と当社役員との直接取引及び当社と当社役員が代表を務める他団体や他の企業との取引等、会社法に定める利益相反取引については、取締役会において決議し、その後もその取引内容について定期的に報告しております。また、主要株主やグループ会社等といった関連当事者間の取引については、適切な社内手続きを経て実施し、計算書類、有価証券報告書等に記載して開示しております。

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に定める事項を含め、取締役会で決議・報告すべき事項を規定しております。また、当社は執行役員に対して、業務執行の責任と権限を付与しており、「職務権限規程」を設け、役割の範囲を明確にしております。

【補充原則4-11-1】取締役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、取締役8名で構成しており、当社グループの経営課題を審議するうえで、適切な規模と考えております。取締役の指名につきましては、当社の取締役としてふさわしい人格、識見、手腕、能力等を総合的な見地から判断して、株主総会付議案として取締役会にて決議しております。また、取締役会の内訳は、幅広い経験と専門的な見識をもつ独立社外取締役2名と当社グループの事業に関する様々な経験と専門知識をもつ社内取締役6名で構成しており、知識・経験・能力のバランス、多様性のある構成になっております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任

当社は役員の兼任について、当社役員としての職務の遂行に支障がないことを確認したうえで、取締役会において決議しております。また、取締役・監査役の兼職の状況は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役、監査役及び執行役員に対し、会社法や金融商品取引法、会計ルール等、職務遂行上必要となる法令知識の習得のために、随時、関連部門や専門家等による情報提供の場を設けることを方針としております。

また、取締役、執行役員及びグループ会社の経営陣に対し、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、外部機関等を活用し、経営スキルを習得する研修を実施することを方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	2,084,998	11.79
株式会社三菱UFJ銀行	766,761	4.34
永谷 栄一郎	716,909	4.06
永谷 泰次郎	716,661	4.05
松竹株式会社	616,000	3.48
大正製薬ホールディングス株式会社	565,000	3.20
株式会社みずほ銀行	544,768	3.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	539,300	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	478,800	2.71
永谷 明	438,544	2.48

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
迫本 栄二	公認会計士													
山崎 長宏	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
迫本 栄二	○	該当事項はありません。	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から選任いたしました。また、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を活かして、ご助言をいただくことを期待して選任いたしました。なお、上記a～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
山崎 長宏	○	該当事項はありません。	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から選任いたしました。また上場企業の経営者の立場から、ご助言をいただくことを期待して選任いたしました。なお、上記a～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、監査実施状況、監査報告等必要に応じて、会合を開催しており、相互に連携して監査を行っております。監査役と当社の内部監査部門である内部統制室は、必要に応じて会合を開催しております。その内容は、内部監査計画の説明、実施した内部監査の内容報告及び内部統制状況の報告等であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柳澤 義一	公認会計士													
井ノ上 正男	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳澤 義一	○	該当事項はありません。	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から選任いたしました。また、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を活かして、監査を行っていただくことを期待して選任いたしました。なお、上記a～mのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

井ノ上 正男	○	該当事項はありません。	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から選任いたしました。また、弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、監査を行っていただくことを期待して選任いたしました。なお、上記a～mのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
--------	---	-------------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

役位別定額報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬をあわせた役員報酬を導入。業績連動報酬の算出は、取締役会からの委任に基づき、取締役社長が、当社グループの収益力を評価するうえで最も重視している連結売上高及び連結営業利益率を基礎として支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

2019年度における当社の取締役・監査役に対する役員報酬及び監査法人に対する監査報酬の内容は次のとおりであります。取締役の報酬につきましては、支給対象人員9名に対し、328百万円を支給いたしました。監査役の報酬につきましては、支給対象人員5名に対し、53百万円を支給いたしました。(注)2020年6月26日現在の取締役の人数は8名(うち社外取締役2名)、監査役の人数は4名(うち社外監査役2名)であります。監査報酬につきましては、監査契約に基づく監査証明に係る報酬の金額73百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役については、役位、在任年数、業績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定し、監査役については、業績に関わらず、安定した監査を行うために役位、在任年数等を考慮して決定しております。その内容は、取締役については、役位別、在任年数等を基礎として算定する定額報酬及び業績を基礎として算定する変動報酬とを組み合わせたものであります。監査役については、役位、在任年数等を考慮した定額報酬であります。報酬の決定方法につきましては、取締役については取締役会の決議により決定しており、監査役については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポート体制につきましては、取締役会資料を、取締役会当日までに会議内容を検討できる期間を設けたうえで、社外取締役を含む全役員に対して配付しております。また、取締役会資料以外についても、社外取締役及び社外監査役に対し、必要に応じて、十分な情報を適切に提供しております。

さらに、取締役会において、社外取締役及び社外監査役に対する常勤監査役からの情報提供や相互に意見交換を行っております。また、社外監

査役に対して、定期的に会計監査人から監査計画説明及び会計監査結果報告を行っております。さらに、内部監査部門及び内部統制部門である「内部統制室」から、社外取締役及び社外監査役に対して、定期的に内部監査結果及び内部統制状況の報告を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
町田東	相談役	相談要請に応じた助言	常勤、報酬有	2012/3/31	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・業務執行について

当社は、戦略策定・業務監督機能と、業務執行機能との分離を明確にするために、2002年6月から「執行役員制度」を導入しており、執行役員に対して業務執行の責任と権限を付与しております。なお、執行役員は取締役会で選任され、任期は1年となっております。

取締役会は、月1回の定期開催に加え、必要に応じて随時迅速に開催し、法定事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項について、取締役会規程に基づき決議しております。なお、第67期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の各取締役の取締役会への出席状況は、清水周英取締役(第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任)が3回中2回出席、迫本栄二取締役が13回中12回出席、そのほかの取締役は全ての取締役会に出席しております。また、経営の意思決定機能を強化するため、各部門長から取締役に対して、業務の執行状況を報告するための業務報告会を定期的に開催し、さらに、随時各部門長が、企画提案及び情報提供を行うための会議を開催しております。

・監査体制について

業務監査につきましては、監査役会で決定した監査計画に基づき、取締役会等重要な会議への出席、議事録・稟議書等重要な決裁書類等の閲覧及び各事業所への往査等を行っております。また、監査役と内部監査部門は、必要に応じて会合を開催しており、内部監査計画の説明、実施した内部監査の内容の報告及び内部統制状況の報告等を行っております。

会社法及び金融商品取引法の会計監査は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、委嘱しております。

・選任、報酬等の決定について

取締役等の選任、報酬等の決定につきましては、取締役会及び監査役会でその役割、責任及び実績等を考慮に入れ、慎重に検討しております。

・独立役員について

当社は独立役員に社外取締役である、迫本栄二、山崎長宏両氏及び社外監査役である、柳澤義一、井ノ上正男両氏を指名しております。いずれも、東京証券取引所が規定する独立性を損なう要件に該当しないことから、全員の同意を得て東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

・社外役員の選任のための当社からの独立性に関する基準又は方針

当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を設けておりませんが、当社の社外役員全員(4名)は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立委員としての資格を有しているため、一般株主と利益相反するおそれはないと考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行を監督する専門機関としての有効性の観点から、監査役設置会社を採用しております。また、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、それぞれ独立的な立場からの経営の監視機能と、専門的知識による経営に対する助言及び監督的役割を担っております。加えて、戦略策定・業務監督機能と、業務執行機能との分離を明確にするために、2002年6月から「執行役員制度」を導入しており、執行役員に対して業務執行の責任と権限を付与しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現在当社の株主総会招集通知は、法定期日に発送しておりますが、可能な限り、早期発送に努めてまいります。また、定款変更によりインターネットによる参考書類等の開示ができるようにしております。
その他	現在当社の株主総会招集通知は、発送日の3営業日前に自社HP及び東京証券取引所HPIにおいて、閲覧できるようにしておりますが、可能な限り、早期開示に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.nagatanien-hd.co.jp/)にて、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、事業報告、決議通知及び事業のご報告を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの従業員に配付している「永谷園グループの倫理綱要」の「社員行動基準」において、「私たちはステークホルダーに支えられていること」、「地域活動に対し、関心を持つこと」について規定しております。また、当社ホームページの「企業行動指針」においても「永谷園グループはステークホルダーの立場を尊重し、長期的な信頼関係を築き、企業の発展につなげます。」と記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、2004年4月に環境への取り組みの専任機関である「環境推進室」を設立(現在廃止)し、2019年4月からは、環境保全に努める環境経営推進並びに企業価値向上に向けた社会貢献活動に取り組む組織として、社長直轄である社長室に「社会貢献チーム」を改組し、環境基本方針の策定等、当社グループ全体で活動していく体制を整備しております。また、CSRにつきましては、当社の経営の重要な課題として位置づけ、「社会貢献活動」「コーポレート・ガバナンス」等のテーマを設定し取り組んでおります。なお、2004年9月から「環境報告書(2006年度より環境・社会報告書)」を発行しており、当社独自の「環境マネジメントシステム」の説明や「環境会計」の開示のほか、環境保全への各種取り組み、CSR活動等を掲載しております。内容につきましては、当社ホームページにおいて掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、「永谷園グループの倫理綱要」の「企業行動指針」において、「社会とのコミュニケーションを重視し、事業活動に関わる、社会にとって有用な情報を適切かつタイムリーに開示します。」と規定し、各種ツールを使用して、情報提供に努めております。
その他	役員への女性の登用に関する現状は、取締役には女性を選任されておりましたが、執行役員9名のうち1名女性を選任しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社取締役会に関する規定に従い、重要な意思決定は取締役会に付議すべき事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う。また、必要に応じて取締役会の付議事項・基準を見直す。
 - ・「永谷園グループの倫理綱要」に基づき、取締役の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
 - ・内部通報制度の整備・運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握及び是正改善を行う。
 - ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を進める。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して毅然とした姿勢で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種会議録・稟議書等の重要な文書の作成・保存を徹底のうえ、関係諸規程を整備し、閲覧可能な状態を維持する。また、必要に応じて規程を見直し、情報の保存・管理及び閲覧の充実を図る。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・重大な事故等の発生時の組織的な対処の手順を定め、事故等の発生時に適切に運用できる体制を整える。
 - ・内部通報制度の整備・運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制度を導入し、執行役員に対して業務執行の権限と責任を付与することで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
 - ・経営に資するテーマ等を審議・決定する経営会議、及び各部門長が業務報告を行うための会議の開催により、取締役は業務運営の状況を把握するとともに、各執行役員・部門長との連携を図り、効率的な職務執行を実現する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス経営の維持・継続を効果的に推進するために、コンプライアンス委員会において、グループ全体のコンプライアンスに関する重要事項を審議し、必要な施策を講じる。
 - ・「永谷園グループの倫理綱要」に基づき、各使用人の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
 - ・社内講習会を適宜実施し、法律の制定・改正等の知識習得を図る。
 - ・定期的に各部門の内部監査を実施し、使用人の職務執行の有効性と妥当性を確保する。
 - ・内部通報制度の整備・運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社の役員・社員も顧問弁護士等へ内部通報することができる体制とし、業務執行の適正の確保を図る。
 - ・当社の内部監査部門が定期的に各グループ会社の内部監査を実施し、各社の業務執行を調査し、取締役会においてその結果を報告する。
 - ・「永谷園グループの倫理綱要」に基づき、各グループ会社の役員・社員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
 - ・定期的にグループ会社からの報告の機会を設け、グループ会社における業務執行状況の把握に努める。
 - ・グループ会社に関する重要な事項については、当社において事前承認を必要とし、あるいは報告を受ける機会を設け、グループ会社の業務の適正を図る。
 - ・グループ共通の会計管理システムを導入し、グループ会社における財務状況の把握及び会計業務の効率化を図る。
 - ・グループファイナンス(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、グループ会社におけるキャッシュフローの把握及び保有資金の有効活用を図る。
 - ・グループ会社の事業実態・規模等に応じて、取締役会非設置会社、会計監査限定監査役などの効率的な経営体制を選択している。
 - ・永谷園グループ全体の情報の伝達や効率的な業務遂行のため、ITを適切かつ有効に利用している。
 - ・グループ全体を対象とするリスク管理担当役員・担当部門・会議体を設置している。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・現時点では設置していないが、設置する場合は、補助使用人の任免・指揮命令は監査役会の権限とする等により取締役からの独立を図る。
 - ・内部監査部門をはじめとする関係部門との協力体制の確保や必要な会議等への出席を図り、補助使用人への必要な調査権限を付与する。
- (8) 当社及び子会社の役員並びに使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・各部門長が業務報告を行うための会議に監査役が出席し、業務報告を受ける体制を維持する。
 - ・専任の内部監査担当部門が内部監査の結果を監査役に報告する。
 - ・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。
 - ・グループ会社の監査役による連絡会を定期的に開催し情報交換に努める。
 - ・監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・関連部門が連携し、監査役の監査業務を補助する体制をとる。
 - ・監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ・監査役が費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況>

- ・当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底します。
- ・永谷園グループの企業倫理に関する基本方針である「企業行動指針」に法令の遵守を定めるとともに、その基本方針に基づいた行動を社員が実践していくための規程である「社員行動規準」において、反社会的団体への対応を具体的に明記し、反社会的勢力の排除を徹底しております。また、総務部門が窓口となり、警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました。その後、当社定時株主総会において、当該対応策を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）。

現プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、現プランの有効期間は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。

現プランの詳細については、2020年5月29日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（当社IRライブラリー：<http://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/news.html>にてご覧いただくことが可能です。）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

・当社は、2002年6月に「執行役員制度」を導入しておりますが、今後は、さらに経営の迅速化と経営のチェック機能を高めるための体制について、検討してまいります。

・適時開示体制の概要について

1. 適時開示に関する方針

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき開示すべき情報の他、開示すべきであると当社が独自に判断した情報につき、適時適切な開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

「重要情報管理及び内部者取引に関する規程」において、重要情報の取扱方法を以下のとおり定め運用しています。

(1) 管理本部長を「情報統轄者」、各部の部門長を「情報管理者」と定め、重要情報が発生した場合には、情報管理者から情報統轄者への報告を義務づけています。

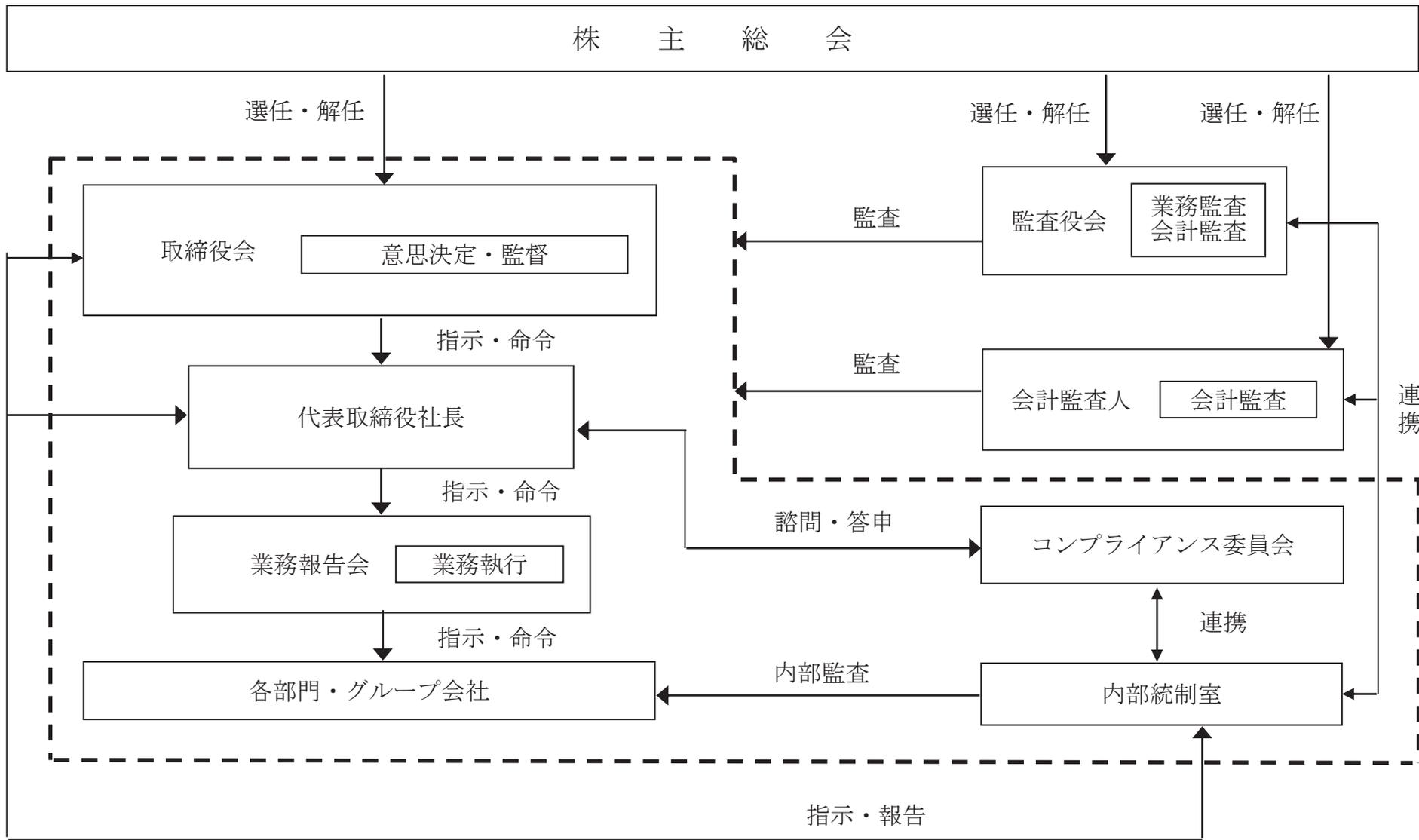
(2) 報告を受けた管理本部長は、情報の内容に応じて経理部、経営戦略本部等関連部門と協議し、適時開示の要否を決定します。

・重要情報が決定事実及び決算情報の場合
取締役会決議後、遅滞なく適時開示する。

・重要情報が発生事実の場合
発生後遅滞なく取締役社長に報告し、適時開示する。

3. 開示の流れ

決算情報、決定事実、発生事実に分けて、開示プロセスを別紙のとおりとする。



別紙

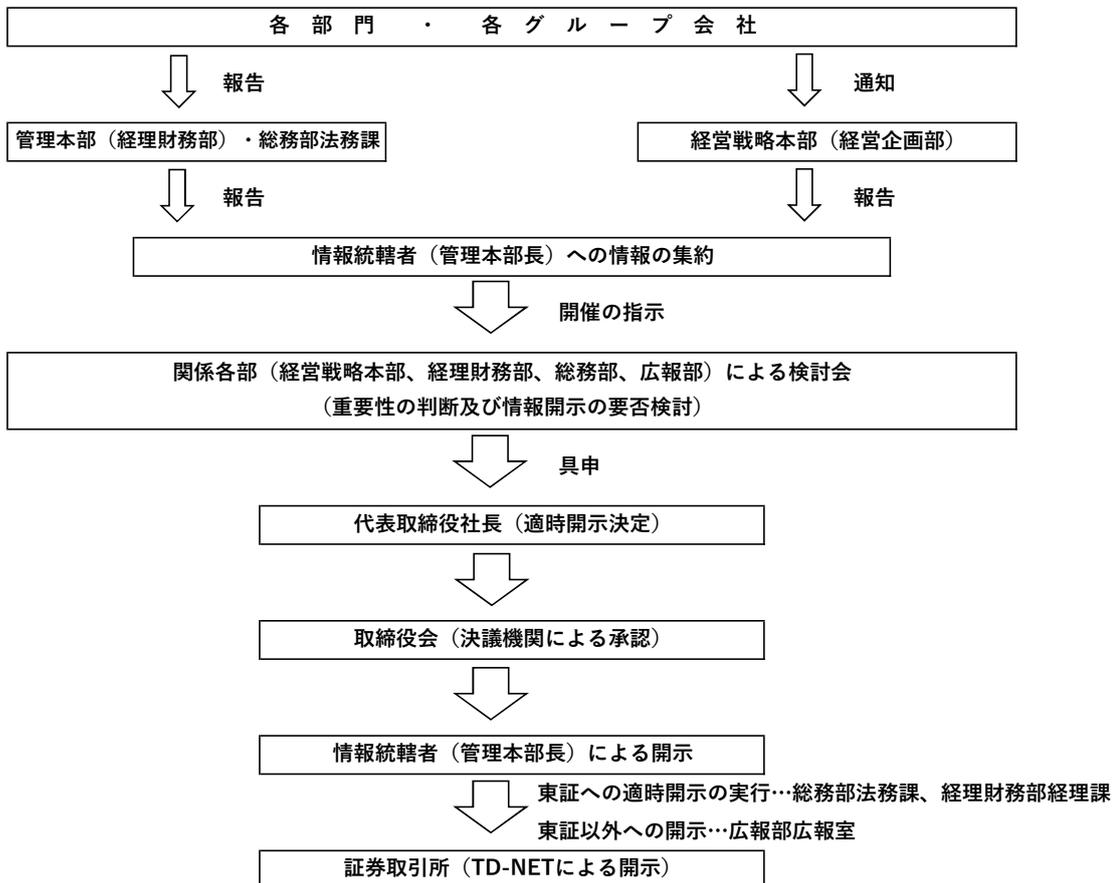
①決算情報

例：決算短信、四半期決算短信



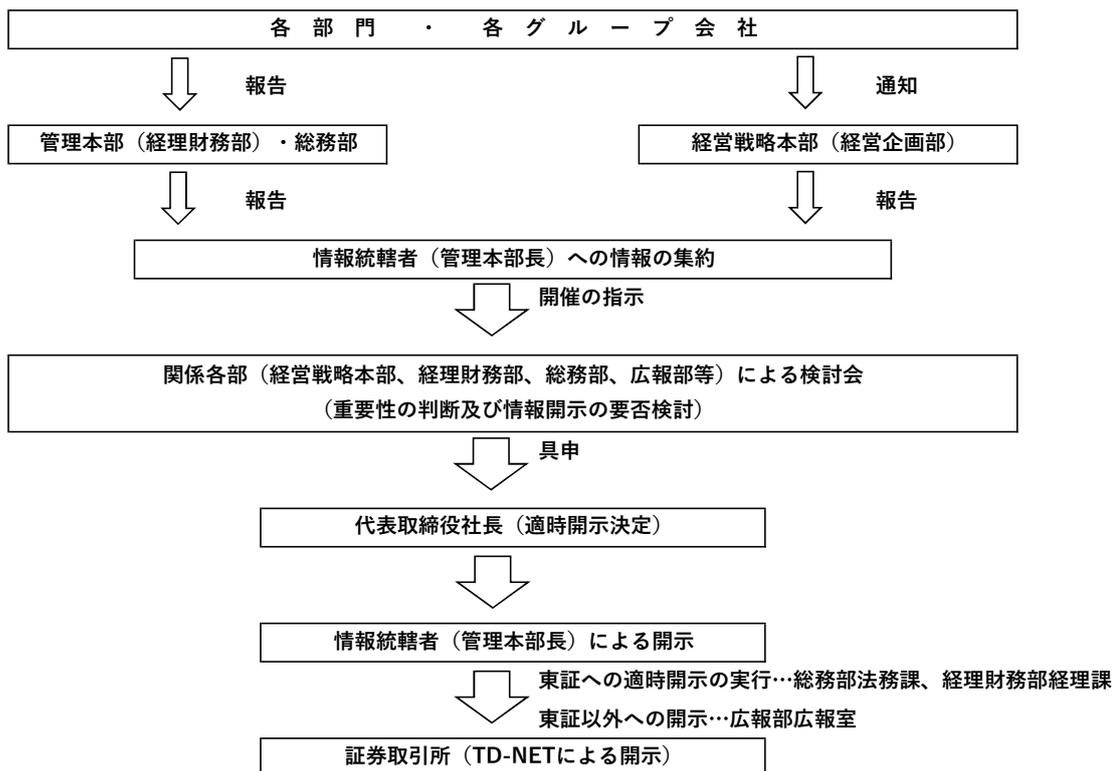
②決定事実

例：特別利益・損失の発生、業績予想の修正、役員人事、事業の授受等



③発生事実

例：災害（地震、火災等）、商品事故（異物混入、回収等）等で業績に大きな影響を与えるもの



以上